

令和6年度 国民健康保険税について

お問い合わせ先：税額計算、申告、納付、軽減・減免：税務課 市民税係

☎ 0942-85-3588

加入・脱退手続き、保険証について：保険年金課 健康保険係

☎ 0942-85-3582

国民健康保険税 (国保税)とは

職場の健康保険や後期高齢者医療保険に加入していない人は国民健康保険への加入が義務付けられています(国民健康保険法第5条・第6条)。また、国保税は、国民健康保険加入者世帯の**世帯主**に課税されます。世帯主が国保に加入していなくても、**世帯主が納税の義務を負います(地方税法第703条の4)**。年度単位(4月～3月)で課税され、加入・脱退の際は加入月までの月割で計算されます。

税額の計算方法

加入者数と総所得金額等をもとに算定します。令和6年度の税率は下表のとおりです。

区分	医療分	支援分(※2)	介護分(※3) (40歳以上65歳未満)
所得割	加入者各々の前年中の総所得金額等※1から基礎控除(43万円)を差し引いた金額 ×9.19%	加入者各々の前年中の総所得金額等から基礎控除(43万円)を差し引いた金額 ×3.15%	加入者各々の前年中の総所得金額等から基礎控除(43万円)を差し引いた金額 ×2.59%
均等割	1人につき 28,800円	1人につき 10,200円	1人につき 12,800円
世帯別平等割	1世帯につき 32,000円	1世帯につき 11,000円	1世帯につき 6,700円

年税額	医療分の合計	+	支援分の合計	+	介護分の合計
課税限度額	65万円		24万円		17万円

※1 前年中の総所得金額等…令和5年中の給与所得や年金所得、事業所得などのすべての所得(社会保険料控除などの所得控除前)、退職所得を除く分離課税の所得金額(土地・建物の譲渡所得(特別控除後の金額)や株式等の譲渡所得など)も含む

※2 支援分…75歳未満の人が負担する後期高齢者医療制度への支援金

※3 介護分…40歳以上65歳未満の介護2号保険該当者がいる世帯のみに賦課(介護納付金分)

65歳以上になると、国民健康保険税とは別に介護保険料を納めていただきます。

所得の申告について

国保税の軽減や、高額療養費の自己負担限度額に影響します!

・令和6年3月16日以降に、令和5年分の所得税の確定申告や市民税・県民税の申告を行っている場合、当初通知に申告内容が反映されていないことがあります。その場合は、翌月以降に正しい通知書を発送します。

・国民健康保険の加入者は、収入が無い場合や、給与や公的年金以外に所得がある場合も申告が必要です。

▼前年の所得が少ない場合、均等割と世帯別平等割が軽減されます(地方税法第703条の5)

軽減割合	軽減の条件(世帯の所得の合計)
7割軽減	43万円+【(給与所得者の数-1)×10万円】以下
5割軽減	[43万円+【(給与所得者の数-1)×10万円】+29.5万円×国民健康保険加入者数]以下
2割軽減	[43万円+【(給与所得者の数-1)×10万円】+54.5万円×国民健康保険加入者数]以下

※給与所得者等の数：納税義務者およびその世帯の国民健康保険被保険者のうち、給与所得がある者(収入金額が55万円を超える者に限る)の数および公的年金等に係る所得を有する者(給与所得を有する者を除く)の合計数

※軽減判定は、世帯主(他保険加入者含む)および旧国民健康保険加入者(国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した者)の所得も含めて判定します。

※軽減判定所得は、公的年金特別控除の適用(65歳以上の年金所得者は、年金所得から15万円を差し引く)、専従者控除前の所得、特別控除前の譲渡所得、基礎控除前の総所得金額を使用しますので、所得割の判定所得とは異なります。

●国民健康保険 加入・脱退の手続きについて...下記の窓口で**14日以内**に手続きをしてください。

国民健康保険に加入するとき	手続き窓口	国民健康保険を脱退するとき	手続き窓口
子どもが生まれたとき	市民課	死亡したとき	市民課
他の市町村から転入したとき	市民課	他の市町村に転出するとき	市民課
職場の健康保険を離脱したとき	保険年金課	職場の健康保険に加入したとき	保険年金課

●国民健康保険税の納期

普通徴収 (口座振替や納付書での納付)	年間10回	6月から翌年3月までの各月末(12月は25日) ※月末日が土曜・日曜・祝日の場合は翌営業日
特別徴収 (年金天引き)	仮徴収	4月・6月・8月
	本徴収	10月・12月・2月

普通徴収の方は口座振替やスマホアプリ決済も便利です。お尋ねは税務課 管理収納係まで (☎0942-85-3587)。

また、特別徴収をやめたいときは申請が必要です。税務課 市民税係へご相談ください。

各種軽減・減免

加入者の状況によって軽減制度があります。詳しくは税務課市民税係までお尋ねください。

軽減・減免の種類	対象となる世帯・対象者	期間など	申請の要否
単身世帯の軽減	国保加入者が後期に移行することで、残った国保加入者が1人になる世帯	世帯別平等割が5年間半額 5年間経過後の3年間は4分の3の額	不要
旧被扶養者の軽減	社会保険等の加入者が75歳となり後期になることで、その社会保険の扶養を外れることとなった65歳以上の方(=旧被扶養者)	均等割額が2年間半額、所得割非課税 国保加入者全員が旧被扶養者であれば、世帯別平等割も2年間半額 ※7割、5割軽減対象世帯は除く	不要
未就学児にかかる軽減	小学校入学前の被保険者がいる世帯	未就学児の均等割額が半額 ※7割、5割、2割軽減対象世帯含む	不要
産前産後にかかる軽減	出産予定または出産した被保険者	単胎妊娠は出産(予定)月前月~翌々月、多胎妊娠は3か月前~翌々月分の均等割・所得割額を年税額から減額	必要
非自発的失業者に対する軽減・減免	事業所の倒産、解雇、雇い止め等会社都合の退職者	前年の給与所得を30%とみなして計算。離職日の翌日から翌年度末まで	必要
収入減少による徴収猶予・減免	災害による甚大な人的・金銭的被害を受けたり、貧困により公私の扶助を受けることとなった場合など	収入の状況や担税力によって案内が異なります。市民税係までご相談ください。	必要

ご確認ください

国民健康保険の加入者及び加入月は、送付した納税通知書の3枚目(3/3)に記載しています。

国民健康保険税 納税通知書「3/3」をご覧ください。

3 / 3

●課税明細

	①課税標準額 円	②税率 %	③所得割額 (①×②) 円	④1人当たり均等割額 円	⑤人数	⑥均等割額 (④×⑤) 円	⑦平等割額 円	⑧特定世帯等減額平等割額 円	軽減割合
医療分									
支援分									
介護分									
	軽減額		⑨限度超過額 円	(A)月割増減前年税額 円	(B)月割増減額 円	(C)減額			
	⑨均等割額 円	⑩平等割額 円							
医療分									
支援分									
介護分									

●世帯加入状況

加入者	加入月											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
鳥栖 花子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

国保の加入者と加入月(○印が付いている月)はこちらで確認してください。